

改正

平成28年3月31日規則第14号

令和2年4月1日規則第35号

高知県公益法人等の監督等に関する規則をここに公布する。

高知県公益法人等の監督等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。次条第1項において「認定法施行規則」という。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。次条第1項において「整備法施行規則」という。）の規定に基づき、公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。第5条第3項において同じ。）及び移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）の監督等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の場所及び時間)

第2条 整備法施行規則第45条第1項の認可行政庁が定める場所は、知事の権限に属する事務を高知県教育次長又は高知県警察本部長に補助執行させている移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書（整備法第127条第1項に規定する公益目的支出計画実施報告書をいう。以下同じ。）の閲覧又は謄写を除き、公益目的支出計画実施報告書を提出した移行法人を所管する課（本庁（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第1号に規定する本庁をいう。）の課をいう。第5条第3項において同じ。）の執務室内とする。

2 前項に規定する場所における閲覧又は謄写の時間は、県の執務時間内とする。

(閲覧等の請求手続)

第3条 整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写を請求しようとする者は、別記第1号様式による閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。

(移行法人の公益目的支出計画実施報告書の複写)

第4条 整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書を謄写しようとする者が当該公益目的支出計画実施報告書の複写を申し出たときは、高知県民室設置運営規則(平成15年高知県規則第95号)第11条及び第12条に定めるところによるものとする。

(身分証明書)

第5条 認定法第27条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 整備法第128条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 前2項の証明書の作成及び発行は、公益法人又は移行法人を所管する課において高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の規定による決裁を終了させた後、高知県総務部法務文書課において行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第35号抄)

(施行期日)

この規則は、令和7年4月日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

閱 覧 等 請 求 書

次のとおり閲覧（謄写）を請求します。

閲覧又は謄写の別	
移行法人の名称	
閲覧又は謄写をする書類の種類	
閲覧又は謄写の目的	
閲覧又は謄写の日時	年 月 日 時 分から
備考	

注 「閲覧又は謄写の日時」欄は、閲覧又は謄写を希望する日時を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

← 8.5センチメートル →

写真貼り付け箇所	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> 身分証明書 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日 上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。 年 月 日発行 高知県知事 印
----------	--

↑ 5.4センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）
（報告及び検査）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任等）

第59条 内閣総理大臣は、第27条第1項の規定による権限（第44条第1項の答申又は第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第27条第1項の規定による権限（第52条において準用する第44条第1項の答申又は第54条において準用する第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万円以下の過料に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第27条第1項（第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

← 8.5センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号 身分証明書 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日 上記の者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。 年 月 日発行 高知県知事 印
----------	---

↑ 5.4センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）
 （報告及び検査）

第128条 認可行政庁は、移行法人が次のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由があるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1) 正当な理由がなく、第119条第2項第1号の支出をしないこと。

(2) 各事業年度ごとの第119条第2項第1号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。

(3) 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、第125条第1項の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 （権限の委任等）

第143条 略

2 認可行政庁が都道府県知事である場合には、第128条第1項中「認可行政庁」とあるのは「第138条第1項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第151条 移行法人又は公益法人の理事、監事又は清算人は、次のいずれかに該当する場合には、50万円以下の過料に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第128条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。